

納税だより

2019 新春号
vol.144

発行所

大和高田市西町1-50
電話 0745-22-6071(代)
公益社団法人 葛城納税協会
葛城納税貯蓄組合連合会
(平成31年1月1日発行)

CONTENTS

- 1 新年のご挨拶
- 3 葛城納税協会創立70周年記念事業
- 6 平成30年度 納税表彰式並びに感謝状贈呈式を挙行
- 7 平成30年度 中学生の「税についての作文」表彰式
- 10 葛城納税協会事業報告等
- 19 今後の事業予定／新規加入会員紹介
- 21 税務署からのお知らせ
- 26 会社探訪 三笠産業(株)



公益社団法人葛城納税協会会長
森本 俊一

平成31年の新春を迎えるに当たりまして、謹んでお慶びを申し上げます。平素は、公益社団法人葛城納税協会の運営にあたり、格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

私も葛城納税協会は、税に関する健全な納税者の団体として、適正申告の推進と納税道義の高揚を図るとともに、企業や地域社会の発展に貢献することを目的としております。

この目的達成のために、葛城税務署と協力して、「改正法人税法等説明会」、「年末調整説明会」及び「記帳指導説明会」等の各種説明会を開催し、税知識の普及などに努めるとともに、近畿税理士会葛城支部と共催した税務相談等を積極的に開催して参りました。

これらの各事業は、公益社団法人と

して、会員・非会員を問わず参加していただける事業として開催しており、これからも広く地域社会の発展に貢献することを目指して様々な事業活動を行う所存でございます。

さて、国内景気の基調判断は、緩やかな回復基調が続いていると言われておりますが、本年10月から消費税率が10%に引き上げられるとともに、我が国では初めての軽減税率制度が導入されるほか、自然災害や米中通商摩擦の影響など、景気に対する不確定要素も多々存在している中、決して楽観できる動向とは言えない状況にあると考えております。

こうした情勢の中、葛城納税協会といたしましては、会員の皆様方のご事業と地域社会の発展に貢献できますよう、税務官公署、葛城納税貯蓄組合連合会並びに近畿税理士会葛城支部等との連携・協力をさらに深め、各種事業を積極的に展開して参る所存でございますので、より一層のご協力とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、皆様方のご健勝とご事業の益々のご繁栄を祈念いたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。



葛城納税貯蓄組合連合会会長
鍛冶田 八彦

新年あけましておめでとございます。会員の皆様におかれましてはお元気で新年をお迎えのことと存じます。旧

年中は、葛城納税貯蓄組合連合会の活動に格別のご支援とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

ご存知のとおり、納税貯蓄組合は、昭和26年に制定された納税貯蓄組合法に基づいて設立された団体であり、設立以来、納税資金の備蓄による期限内納付の確立を目的として活動しております。この目的達成のため、納税資金の計画的な備蓄の推進と期限内完納の定着化のほか、振替納税制度とeTaxの普及・拡大並びに消費税滞納の未然防止活動を積極的に行ってまいります。

また、期限内完納の確立に加え、納税道義の高揚を図ることも納税貯蓄組合の役割として捉え、税の広報活動を通じて正しい税の理解者と協力者の拡大のほか、租税教育活動の二環として、中学生に税についての正しい知識と理解を持つていただくことを目的とした『中学生の「税についての作文」』の募集事業も積極的に行っております。これらの各事

業につきまして、葛城税務署、葛城納税協会並びに近畿税理士会葛城支部等のご支援とご協力を賜っており、深く感謝申し上げます。さて、本年10月から、我が国では初めての軽減税率制度の導入とともに、消費税率が10%に引き上げられることとなつておりますが、葛城納税貯蓄組合連合会といたしましても、消費税の滞納を未然防止する観点から、納税貯蓄組合が設立された原点到ち立ち返り、納税資金の備蓄と振替納税の推進等を通じて、期限内完納の確立に向けまして、基本的に地道な活動に取り組み所存でございますので、今後とも、葛城納税貯蓄組合連合会の活動にご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、皆様方のご多幸とご健勝並びにご事業のご発展を祈念いたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。



葛城税務署署長
平島 芳章

新年、明けましておめでとございます。

平成31年の年頭に当たりまして、謹んで新年のごあいさつを申し上げます。

旧年中は、森本協会会長並びに鍛冶田納税貯蓄組合連合会長はじめ、役員、会員の皆様方には、税務行政の適正かつ円滑な運営につきまして、深い御理解と格別の御支援、御協力を賜り、心より厚くお礼申しあげます。昨年は、葛城納税協会創立70周年誠にめでたくございませす。心よりお喜び申し上げます。

皆様方とは、昨年7月の着任以降、イオンモール橿原での一日税務署長等体験、納税表彰式、大和高田魅力産業創造フェアでの広報活動など、様々な行事を実施させていただきました。

これらの行事を通じまして、皆様方の税務行政に対する深いご理解、税知識の普及や適正申告の推進、納税道義の高揚に向けた事業活動に深く感じ入った次第でございます。

今後とも、引き続き税務行政全般にわたりまして、御支援を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

さて、間もなく平成30年分の所得税等の確定申告期を迎えます。例年、確定申告期におきましては、会員の皆様方に申告書作成会場の運営等、様々な面で御協力を賜っております。

こうした皆様方の真摯な取組に心から感謝申し上げますとともに、平成30年分の確定申告期におきましても、より一層のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

本年1月からは、e-Tax利用の簡便

化として、ID・パスワードを利用した電子申告が可能となります。納税については、一部のコンビニで、QRコードを利用した納付手続が可能となります。会員の皆様方はもとより、お知り合いの方々にも、是非ともインターネット（ICTツール）を利用した申告をお勧めいたたくよう、よろしくお願ひ申し上げます。

また、本年10月から、消費税率の10%への引上げ及び軽減税率制度が実施されます。葛城税務署といたしましては、軽減税率制度の円滑な実施に向けて、事業者の皆様は制度の内容を十分理解していただき、自ら適正な申告・納付を行っていただけるよう、着実な制度の周知・広報や丁寧な相談対応に取り組んで参りますので、より一層の御支援と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに当たりまして、新しい年が公益社団法人葛城納税協会並びに葛城納税貯蓄組合連合会にとって更なる飛躍の年になりますこと、そして会員の皆様方の御事業の御繁栄並びに御健勝を心から祈念いたしまして、年頭のあいさつとさせていただきます。

葛城税務署以外の申告書作成会場開催日程

| 会場 | 所在地 | 月日(曜日) | 2月 | | | | | 2月 | 3月 |
|----------------------|--------|----------------|----|----|----|----|----|-----|----|
| | | | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 28日 | 1日 |
| 橿原市商工経済会館 | 7階大ホール | 橿原市久米町 652-2 | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | | |
| 上牧町保健福祉センター「2000年会館」 | 2階多目的室 | 上牧町大字上牧 3245-1 | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | | |
| 五條市市民会館 | 3階会議室 | 五條市本町 3-1-13 | | | | | | ◎ | ◎ |

開設日 ◎印の日
 開設時間 9時30分 ~ 12時
 13時 ~ 16時
 (相談受付締切時間15時)

※ 各会場とも、資産(土地・建物や株式等)の譲渡、贈与税、相続税等の相談は行っていません。
 ※ 各会場の相談受付は、混雑状況等により早めに締め切らせていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。
 ※ 上記の会場は、葛城税務署、中南和県事務所、各市町村、葛城納税協会及び近畿税理士会葛城支部の協力により開催しています。

葛城税務署内申告書作成会場について

- 申告書作成会場は、**2月18日(月)**から開設しております(2月15日(金)以前は開設していません)。
- 申告書作成会場では**16時まで**申告相談の受付をしておりますが、混雑状況によっては早めに相談受付を終らせていただく場合もございます。
 ※ 税務署の駐車場は狭いのため、大変混雑します。電車・バス等の公共交通機関をご利用ください。

確定申告書は国税庁のホームページから！！

- ★ **平成31年1月から、e-Taxの利用手続がより便利になります！**
 ご自宅のパソコンを利用して国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で作成した確定申告書を、ID(利用者識別番号)とパスワード(暗証番号)を使ってe-Taxで送信できるようになります。
- ★ **平成31年1月から、スマートフォンでも所得税の申告が出来ます！**
 スマートフォンを使って作成できる申告は、給与所得者(年末調整済み)で、医療費控除又はふるさと納税などの寄附金控除を適用する方です。スマートフォンから申告をされる場合はID(利用者識別番号)とパスワード(暗証番号)が必要です。
- ※ ID(利用者識別番号)とパスワード(暗証番号)は、税務署で職員と対面による本人確認を行った後に発行します。事前に運転免許証などの本人確認書類をお持ちの上、お近くの税務署(所轄税務署、勤務先近くの税務署等)にお越しください。
- ※ e-Tax及びスマートフォンから申告手続を行った場合には、源泉徴収票などの添付書類は、ご自宅で**5年間**保管してください。

(税務署提供)

葛城納税協会 創立70周年記念事業



昨年は、葛城納税協会創立70周年の記念すべき年にあたり、記念事業が盛大に開催されました。

第一部 記念講演会

平成30年10月11日(木)午後2時30分から、「かしはら万葉ホール(ロマンティピアホール)」に於いて、元大阪府知事・前大阪市長の橋下徹氏を講師にお招きし、「橋下徹の一刀両断!時局を斬る」と題しまして、記念講演会が開催されました。

当日は、開演前から長い行列ができたほか、ご講演は、演題のとおり時局を一刀両断されるなど、終始、参加者を引き付ける話題で、大変ご好評の講演会でした。





第二部 記念式典

場所を「榎原神宮会館」に移し、午後5時から、管内官公庁並びに関係諸団体のご来賓を多数お招きして、記念式典が開催されました。

開式後、葛城納税協会創立70周年の過去を振り返る映像が流れ、創立以降の歩みや、歴代協会長の写真等が紹介されました。記念式典は式次第に沿って進行され、森本協会長が式辞を述べられた後、大阪国税局 徴収部長 丸之内陽一様、葛城税務署長 平島 芳章様、大和高田市 長 吉田 誠克様、公益財団法人納税協会連合会 常任副会長 新木 敏克様、並びに近畿税理士会 葛城支部長 長谷川 博章様よりご祝辞をいただいた後、多数のご来賓の皆様方のご紹介とともに、祝電が披露されました。

その後、「公益財団法人納税協会連合会 会長感謝状」並びに「公益社団法人葛城納税協会 会長感謝状」の贈呈が行われ閉式となりました。栄えある受彰者は次の皆様方です。

(敬称略・順不同)



【公益財団法人納税協会連合会 会長感謝状 受彰者】

公益社団法人 葛城納税協会
公益社団法人 葛城納税協会 森本 俊一 殿



【公益社団法人葛城納税協会 会長感謝状 受彰者】

《功労者》

大和高田支部
榎原支部
御所支部
御所支部
五條支部
北葛北支部
北葛南支部
高市支部
高市支部

鈴木 勝士 殿
高瀬 泰嗣 殿
飯田 清嗣 殿
杉村 雅史 殿
川村 淳嘉 殿
松井 義明 殿
池木 啓仁 殿
細井 保宏 殿
長谷川 博章 殿

《特別功労者》

大和高田支部
大和高田支部
榎原支部

嶋田 陽弘 殿
岡本 吉行 殿
岸田 守弘 殿

檀原支部
御所支部
五條支部
北葛北支部
北葛南支部
高市支部

古市 潔殿
山下 幸則殿
田原 清孝殿
森近 勝殿
一ノ坪久浩殿
湯川 康治殿



受彰者の皆様におかれましては、誠におめでとうございます。今後とも、より一層のご活躍とご繁栄を心よりお祈り申し上げます。

第三部 記念祝賀会

場所を「檀原神宮養正殿」移し、午後6時30分から、管内官公庁並びに関係諸団体のご来賓を多数お招きして、記念祝賀会が開催されました。

祝賀会場入口には管内酒造会社10社の飾樽が飾られ、お祝いムードの中、「和太鼓・笑」に

よる大小様々な和太鼓の生演奏が始まり、最初の静かな演奏から徐々に力強く会場全体が震えるほどの演奏に変わり、出席者の皆様方を鼓舞させるかのような演奏で大変ご好評でした。続いて、河村副会長より開会のあいさつをいただいた後、法被姿となった主来賓の皆様方と主催者による鏡開きが行われ、出席者の皆様方に祝杯が振る舞われました。

祝賀会は創立以来の話題に花が咲くなど、終始和やかな雰囲気の中、鍛治田副会長より中締めのおいさつをいただいた後、盛会裡に閉会となりました。



平成30年度 納税表彰式並びに感謝状贈呈式



菊花薫る11月13日（火）、「橿原神宮養正殿」に於いて、平成30年度納税表彰式が、葛城税務署、公益社団法人葛城納税協会並びに葛城納税貯蓄組合連合会との共催により、管内官公庁並びに関係諸団体のご来賓を多数お招きして挙行されました。

受彰されました皆様方は、多年にわたり適正な申告と納税を続けられるとともに、地域社会における正しい税知識の普及と納税道義の高揚に顕著な功績を挙げられ、税務行政の円滑な運営に多大な貢献をされました。また、当日は、国税庁長官表彰及び大阪国税局長表彰のご披露並びに近畿納税貯蓄組合総連合会会長感謝状の伝達が併せて行われるとともに、全国納税貯蓄組合連合会と国税庁が共催により実施している本年度の中学生の「税についての作文」募集において、全国納税貯蓄組合連合会優秀賞を受彰された奈良県立青翔中学校3年生の大家衣濃理さんに作品の朗読をしていただきました。栄えある受彰者は次の皆様方です。

（敬称略・順不同）

○葛城税務署長表彰 受彰者

赤井 佐太郎 葛城納税協会青色申告部会 理事
 島 光晴 葛城納税貯蓄組合連合会 監事
 宮崎 充弘 葛城納税協会 理事
 吉川 彰治 葛城納税協会 理事

○公益社団法人葛城納税協会会長表彰 受彰者

今西 三次 葛城納税協会 会員
 上杉 幸作 葛城納税協会 理事

北村 和久 葛城納税協会 代議員
 田中 俊男 葛城納税協会 代議員
 當麻 和重 葛城納税協会 理事
 中林 孝仁 葛城納税協会青年部会 副部長
 森井 義雄 葛城納税協会 代議員
 山口 重美 葛城納税協会 代議員

○葛城納税貯蓄組合連合会表彰 受彰者

中村 佳郎 葛城納税貯蓄組合連合会 理事
 吉野 元康 葛城納税貯蓄組合連合会 監事

○国税庁長官表彰 受彰者

森本 俊一 葛城納税協会 会長

○大阪国税局長表彰 受彰者

湯川 康治 葛城納税協会 常任理事

○近畿納税貯蓄組合総連合会会長感謝状 受彰者

吉田 芳寛 葛城納税貯蓄組合連合会 理事

受彰者の皆様方におかれましては、誠にありがとうございます。今後とも、より一層のご活躍とご繁栄を心よりお祈り申し上げます。





去る十二月五日（水）、「檀原神宮養正殿」に於いて、平成三十年度中学生の「税についての作文」表彰式が、葛城税務署並びに葛城納税貯蓄組合連合会との共催により挙行されました。

中学生の「税についての作文」事業は、中学生が税について関心を持ち、理解を深めてもらうことを目的として、全国納税貯蓄組合連合会が昭和四十二年から租税教育推進事業として取り組んでいる事業で、平成二十年度からは国税庁との共催で実施することになり、本年度で五十二回目となりました。

本年度は、管内の中学校三十三校から、三千二百十九編の応募があり、作品には「私達が社会生活を営む上で税金の大切さや使われ方に関心を持つ事が重要」など、税を正しく理解しようとする意欲が伝わる内容が数多く見受けられ、税に対する関心の深さが伺えました。栄えある受彰者は次の皆様方です。（敬称略・順不同）

○全国納税貯蓄組合連合会 優秀賞

奈良県立 青翔中学校 大家 衣濃理
題名「ふるさと納税がくれたぬくもり」

○近畿納税貯蓄組合連合会 会長賞

奈良県立 青翔中学校 大家 衣穂理
題名「夢をかなえる税」

○奈良県納税貯蓄組合連合会 会長賞

香芝市立 香芝西中学校 中島 結菜
題名「私たちの暮らしと税金」
明日香村立 聖徳中学校 松川 優衣
題名「税金のおかげで…」
王寺町立 王寺南中学校 柏原 史希
題名「未来のために」

大和高田市立 高田中学校 森本 和乃
題名「税は私達のきぼう」

広陵町立 真美ヶ丘中学校 田中 真衣
題名「豊かな未来へ」
高取町立 高取中学校 植山 望逢
題名「税金があることで」

○奈良県知事賞

香芝市立 香芝北中学校 大西 陽
題名「西日本豪雨」

○葛城税務署長賞

御所市立 葛上中学校 米田 結香
題名「税金の大切さ」
広陵町立 真美ヶ丘中学校 榎本 亮
題名「国力を支える税」

○葛城納税貯蓄組合連合会 会長賞

五條市立 五條東中学校 阪上 友莉
題名「税金の大切さ」
広陵町立 真美ヶ丘中学校 永嶋 里帆
題名「暮らしを支える税金」
葛城市立 白鳳中学校 小河 佳史

葛城市立 新庄中学校 松岡 大佑
題名「未来をつくる税」
御所市立 葛中学校 綿舎 真美
題名「税金が支えている」

○葛城税務署管内租税教育推進協議会 会長賞

学校法人 西大和学園 西大和学園中学校 大西 勇仁郎
題名「税の使い方」

○公益社団法人葛城納税協会 会長賞

檀原市立白樺中学校 中岡 良太

題名「介護サービスに使われる税金」

大和高田市立高田西中学校近藤 優衣

題名「税金と公共サービス」

上牧町立上牧第二中学校 森口 寛子

題名「学校と税金の関係」

○大和高田市長賞

大和高田市立高田中学校 今井 晴菜

題名「納税とは」

○檀原市長賞

檀原市立八木中学校 有村 美緒

題名「税金」って何ですか？」

○五條市長賞

学校法人智辯学園智辯学園中学校

題名「税の大切さ」 辰巳 梓乃

○御所市長賞

御所市立大正中学校 松下 陽菜

題名「私達が払っている税金」

○香芝市長賞

香芝市立香芝北中学校 藤本 優安

題名「祖父の病気から学んだこと」

○葛城市長賞

葛城市立白鳳中学校 池嶋 春香

題名「社会保障」と税金」

○高取町長賞

高取町立高取中学校 上田 初芽

題名「税金から考える社会」

○明日香村長賞

明日香村立聖徳中学校 松本 悠聖

題名「税について」

○上牧町長賞

上牧町立上牧第二中学校 山口 実莉

題名「私たちの暮らしに関わる税とは」

○王寺町長賞

王寺町立王寺中学校 岡本 佳音

題名「人々と税との関わり」

○広陵町長賞

広陵町立広陵中学校 吉田 好花

題名「あなたも寄附金でふるさとに光を」

○河合町長賞

学校法人西大和学園 西大和学園中学校

題名「私たちが国民がすべきこと」 市橋 結唯

○近畿税理士会葛城支部 支部長賞

五條市立野原中学校 木村 翔叶

題名「税について思う事」

また、中学生の『税についての作文』事業の趣旨を十分に理解され、次代を担う中学生に対する租税教育を積極的に推進し、今後更なる租税教育への取組が大いに期待できる中学校に対し、感謝状が贈呈されました。

○全国納税貯蓄組合連合会 会長感謝状

五條市立 五條西中学校
香芝市立 香芝西中学校

○葛城税務署 署長感謝状（租税教育推進校）

葛城市立 白鳳中学校



受賞作品の中から、本年度の最優秀作品を掲載いたしました。

【全国納税貯蓄組合連合会 優秀賞】

青翔中学校 第三学年 大家 衣濃理
ふるさと納税がくれたぬくもり

この夏、父に一通の暑中見舞の葉書が届いた。差出人は、昨年父がふるさと納税をした自治体だった。葉書には、ふるさと納税のお礼とその市の近況が写真入りで書かれていた。

そして、最後に「ぜひ一度、お越し下さい。」という一文があった。実はその自治体にふるさと納税をすることを決めたのは私で、まるで遠い親せきからもらった葉書のような気がして、とてもうれしかった。

昨年、父から「ふるさと納税しようと思うんだけど、どの自治体にいくら納税するか、決めて良いよ。ただし、合計金額が〇〇円以内になるように。それから、どうしてそう決めたのか、お父さんに説明しなさい。」と言われた。

妹と私はうれしくなって、早速ふるさと納税のサイトを閲覧した。スイーツ好きの私たちは、お礼の品だけを見て、自治体ご自慢のスイーツをあれこれ選び、合計金額の上限に合わせた。

父に「決めたよ。これとこれとこれと…」と伝えると、父は渋い顔をして「どうして、それを選んだ？」と私たちにたずねた。「お礼の品のスイーツがおいしそうだから。」と私たちが答えると「それじゃあ、だめだな。でも、何も知識がない状態で選べばそれも仕方ない。次はどの自治体が今どういう状態で、自治体のどういうところを応援したいか考えて決めなさい。もちろん、お礼の品のことも含めて考えて

いいよ。」と言われた。私たちはさつきより何倍もの時間をかけて考えて、決めた。

まず自分の住んでいる市、そして通学している市、その年に台風の被害に襲われた市、農業に改革を起こそうとしている市、そして一番気になるスイーツの店が所在する市を選んだ。

次に、納めた税がどんな風に使って欲しいのか、各自治体の選択肢から選んだ。私の住む市はその年、川の氾（はん）らんがあったので、その修復と今後の対策のために、そして通学している市は私たちが友達に安全に通学できる環境を整備してもらおうように…など。一つ一つ父にプレゼンした。父は少し手直しはしたが、大半は私たちの意見を尊重してくれた。

当たり前だが、税金の使い道は思いつきや自分の好みだけで決めてはいけないことを改めて学べた。自分だけでなく誰かの幸せを願って使うのが税金だと認識でき、とても温かい気持ちになった。

父は、届いた葉書を私たちにプレゼントしてくれた。いつかこの市に行って、私たちが決めたふるさと納税で、どんな風が変わったのを見たい。

そしてこれからはもつと視野を広げ、ふるさと納税だけでなく、日本の税金について学び、社会に反映できる納税者になりたい。



「葛城納税協会事業報告」

◇第12回常任理事会

平成30年9月6日（木）午前11時から、「葛城納税協会1階会議室」に於いて、ご来賓に平島葛城税務署長並びに筆頭幹部の皆様をお招きして、常任理事会が開催されました。

第一号議案「各支部別役員会並びに総会（研修会）の開催日程等の件」、第二号議案「平成30年度納税協会会長表彰贈呈の件」、第三号議案「創立70周年記念式典における功労者並びに特別功労者感謝状贈呈の件」について慎重審議され、満場一致で承認・可決されました。

続いて、事務局から、「葛城納税協会創立70周年記念事業の件」と「税の相談日増設の件」について報告した後、平島葛城税務署長よりご挨拶をいただいて閉会となりました。



◇一日税務署長等委嘱

平成30年9月6日（木）午前9時から、「葛城税務署」に於いて、大和高田市の高田西中学校の2年生3名による職場体験が実施されました。

また、午後1時から、「一日葛城税務署長」、「一日葛城納税協会会長」及び「一日葛城納税貯蓄組合連合会長」の委嘱状の交付式が行われ、終始、緊張した雰囲気の中、名刺交換や記念撮影等が行われました。



続いて、橿原市のショッピングセンター「イオンモール橿原」に場所を移し、税の広報活動を体験していただきました。

また、生徒さんにとっては心強いお手伝いとして、ゆるキャラの「マイナちゃん」、「イータ君」、「せんとくん」の参加もあり、用意した広報物を全て配り終えるなど活躍していただきました。なお、当日は奈良新聞社からの取材もあり、注目度の高さが伺えました。



◇三県ブロック会議

平成30年10月4日（木）午前11時から、「納税協会連合会研修センター」に於いて、「滋賀・和歌山・奈良」の三県の専務理事が一堂に集まりブロック会議が開催されました。

◇各支部役員会
 平成30年10月2日(火)開催の御所支部役員会を皮切りに、各支部役員会が順次開催されました。
 現状の会員状況が報告された後、会員拡大月間と銘打って、新設法人名簿や未加入法人名簿に基づいて、会員拡大に向けて協議されました。

〔御所支部役員会〕

日時：10月2日(火)午後5時30分
 場所：夢宗庵 御所店

〔檀原支部役員会〕

日時：10月9日(火)午後4時30分
 場所：檀原観光ホテル

〔高市支部役員会〕

日時：10月12日(火)午後6時
 場所：檀原観光ホテル

〔大和高田支部役員会〕

日時：10月19日(金)午後5時
 場所：割烹ふたかみ

〔北葛南支部役員会〕

日時：10月22日(月)午後5時30分
 場所：割烹ふたかみ

〔五條支部役員会〕

日時：11月1日(木)午後6時
 場所：リバーサイドホテル

〔北葛北支部役員会〕

日時：11月8日(木)午後5時
 場所：割烹ふたかみ

北葛南支部



御所支部



五條支部



檀原支部



北葛北支部



高市支部



大和高田支部



◇各支部総会(年末研修会)
 平成30年11月19日(月)開催の御所支部総会を皮切りに、各支部総会(年末研修会)が順次開催されました。
 各支部役員会で協議された会員拡大策の実施結果報告等の後、葛城税務署の平島署長による研修会(講演会)が開催されました。

〔御所支部総会〕

日時：11月19日(月)午後5時30分
 場所：夢宗庵 御所店

〔檀原支部総会〕

日時：11月27日（火）午後5時～
場所：檀原観光ホテル

〔北葛南支部総会〕

日時：11月30日（金）午後5時30分～
場所：割烹ふたかみ

〔高市支部年末研修会〕

日時：12月6日（木）午後6時～
場所：福壽館

〔大和高田支部総会〕

日時：12月11日（火）午後5時～
場所：ヴェルデ辻甚

〔北葛北支部総会〕

日時：12月12日（水）午後5時～
場所：割烹ふたかみ

〔五條支部総会〕

日時：12月14日（金）午後6時～
場所：リバーサイドホテル

御所支部



高市支部



北葛南支部



檀原支部



五條支部



北葛北支部



大和高田支部



《福祉制度委員会》

◇奈良県下4納税協会事務局研修会

平成30年8月28日（火）午後6時から、「THE KASHIHARA」に於いて、奈良県下4納税協会の専務理事と事務局職員を対象として、福祉制度研修会が開催されました。

各納税協会が推進している福祉制度に関して、福祉制度受託会社から、経営者大型総合保障制度の説明や、平成30年度福祉制度推進状況等について説明を受けました。

◇第2回福祉制度委員会

平成30年9月20日（木）午後6時から、「割烹ふたかみ」に於いて、第2回福祉制度委員会が開催されました。平成29年度福祉制度推進結果等について、福祉制度受託会社から報告を受けたほか、平成30年度福祉制度推進目標や組織拡大等について協議しました。

「各部会事業 概要」

《調査部法人部会・葛城法友会》

◇調査部法人部会・葛城法友会合同管外視察研修

平成30年8月9日（木）午前10時30分から、「調査部法人部会」と「葛城法友会」合同の管外視察研修が開催されました。本年度は、滋賀県の「(株)ダイフク滋賀事業所」と「(株)キリンビール彦根工場」の施設見学をさせていただきました。 (株)ダイフク滋賀事業所では、倉庫を模した棚からロボットによる商品の出入庫や選別の実演等の見学、(株)キリンビール彦根工場では、商品が出来るまでの工程を詳しく説明していただくなど、大変有意義な研修を受けることができました。

(株)キリンビール



(株)ダイフク



◇第8回奈良県下優良申告法人会親睦ゴルフコンペ
平成30年10月26日（金）午前8時7分から、「秋津原ゴルフクラブ」に於いて、奈良県下の優良申告法人会親睦ゴルフコンペが開催されました。
当日は快晴に恵まれ、少し汗ばむ気候の中、奈良県下から総勢26名（7組）の参加をいただきました。また、当日は、驚きのホールインワンが出るなど大いに盛り上がり、ホールアウト後の交流会と表彰式では、終始和やかな雰囲気の中で親睦が図られました。



月桂冠(株)



三菱自動車工業(株)



《青色申告部会・葛城優青会》
◇合同管外視察研修

平成30年10月17日(水)午前8時30分から、「青色申告部会」と「葛城優青会」合同の管外視察研修が開催されました。本年度は、京都市の「三菱自動車工業(株)京都製作所」と「月桂冠(株)大倉記念館」の施設見学をさせていただきました。「三菱自動車工業(株)京都製作所」では、車両用部品品の加工やエンジンが出来るまでの工程等の見学、「月桂冠(株)大倉記念館」では、お酒が出来るまでの工程を詳しく説明していただくなど、大変有意義な研修を受けることができました。

また、昼食時には、元葛城税務署長の吉村政勝税理士先生に、「相続税対策と調停制度」について研修をいただいたほか、バス車中内の税金クイズも大変盛況でした。



《資産税部会》
◇研修会(講演会)

平成30年11月6日(火)午後4時から、「檀原神宮養正殿」に於いて、葛城税務署の資産課税第1部門統括官並びに近畿税理士会葛城支部の税理士先生を講師にお招きして、研修会(講演会)が開催されました。

【第1部研修会】

テーマ 「あなたの家族はモメないと言い切れますか？」
(相続税対策と相続(争族)対策について)

講師 葛城税務署 資産課税第1部門統括官
西原 耕治 氏

【第2部講演会】

テーマ 「巷で噂の相続税対策の落とし穴」
講師 近畿税理士会 葛城支部 出川 洋氏

◇資産税・消費税研修会（講演会）

平成30年11月28日（水）午後1時30分から、「かしはら万葉ホール」に於いて、葛城税務署の資産課税第1部門統括官及び法人課税第1部門統括官並びに近畿税理士会葛城支部の税理士先生を講師にお招きして、資産税・消費税研修会（講演会）が開催されました。

本年度の新たな試みとして、会員・非会員を問わず広く一般納税者の皆様を対象とした、公益性の高い研修会等を開催いたしました。

【第1部 資産税研修会】

テーマ 「知らなかったでは済まされない！相続税法の改正と贈与制度の活用について」

講師 葛城税務署 資産課税第1部門統括官 西原 耕治氏

【第2部 資産税講演会】

テーマ 「炎上しない相続！」

講師 近畿税理士会 葛城支部 吉田 廣彰氏

【消費税研修会】

テーマ 「消費税軽減税率制度って何？」

講師 葛城税務署 法人課税第1部門統括官 松原輝尚氏



《青年部会》

◇厚生部会幹事会

日時…8月21日（火）午後6時30分

場所…割烹佐藤

◇役員会

日時…8月30日（木）午後7時

場所…割烹佐藤

◇役員会

日時…9月13日（木）午後6時30分

場所…榎原オークホテル

◇親睦ゴルフコンペ

日時…9月15日（土）午前8時28分

場所…秋津原ゴルフクラブ

◇租税教室講師育成研修

平成30年9月19日（水）

午後1時30分から、「葛城納税協会2階会議室」に於いて、租税教室講師育成研修が開催されました。



◇研修部会幹事会

日時…10月2日（火）午後7時

場所…ふうふうや

◇第3回奈良県下青年部会企業見学会・交流会

平成30年11月2日（金）午後1時30分から、三和澱粉工業（株）と大和ガス（株）を見学先として、第3回奈良県下青年部会企業見学会が開催されました。

三和澱粉工業（株）では、原料の搬入から澱粉や澱粉加工品、糖化製品の製造工程等の見学ほか、コンピュータ管理された商品倉庫を見学させていただくなど、大変有意義な研修を受けることができました。その後、大和ガス（株）に移動して、開催中のガス展を楽しく見学させていただきました。

また、大和ガス（株）の会議室をお借りして、奈良県青年部会連絡協議会臨時役員会が開催され、来年度開催される「青年の集い奈良大会」の開催会場や日程等について協議が行われました。

三和澱粉工業（株）





その後、場所を移動して、午後5時から、「日本料理市藤」に於いて、交流会が開催されました。
 交流会1部では、喜多県青年部会連絡協議会副会長（葛城）の開会あいさつの後、村島県青年部会連絡協議会監事（葛城）から、「青年の集い奈良大会」について概要説明がありました。
 交流会2部では、塚本県青年部会連絡協議会会長（奈良）から開会あいさつをいただいた後、森本県青年部会連絡協議会副会長（吉野）の乾杯のご発声で交流会が開会し、来年度の「青年の集い奈良大会」の話題などで盛り上がり、河村県青年部会連絡協議会副会長（桜井）から中締めのごあいさつをいただき、盛会裡の中、閉会となりました。

◇第11回「納税協会青年の集い」和歌山大会

日時…平成30年11月21日（水）午後1時30分
 場所…和歌山県民文化会館

◇租税教室（各小学校）

日時…平成30年12月13日（木）午前9時45分
 場所…秋津小学校

「説明会・研修会の開催」

◇経理担当者の税務実務研修会・消費税説明会

平成30年8月28日（火）午後1時30分から、「葛城納税協会2階会議室」に於いて、葛城税務署との共催により、経理担当者の皆様を対象とした税務実務研修会を開催しました。

葛城税務署の担当職員から、「源泉徴収のしかた」や「平成30年度の法人税関係の主な改正点」のほか、併せて消費税軽減税率制度について説明されました。

◇新設法人説明会・消費税説明会

平成30年9月11日（火）午後1時30分から、「葛城納税協会2階会議室」に於いて、葛城税務署との共催により、平成29年5月から平成30年4月の間に新設された法人を対象とした新設法人説明会を開催しました。

葛城税務署の担当職員から、納付手続きや源泉所得税、法人税等のほか、併せて消費税軽減税率制度について説明されました。



◇記帳説明会・消費税説明会

平成30年9月26日（水）と27日（木）午後1時30分から、「葛城納税協会2階会議室」に於いて、葛城税務署との共催により、一般納税者の皆様も対象とした記帳説明会を開催しました。

近畿税理士会葛城支部の税理士先生と葛城税務署の担当職員から、記帳のしかた等のほか、併せて消費税軽減税率制度について説明されました。



◇改正法人税法等説明会・消費税説明会

平成30年10月18日（木）午後1時30分から、「奈良県産業会館」に於いて、葛城税務署との共催により、一般納税者の皆様も対象とした改正法人税法等説明会を開催しました。

葛城税務署の担当職員から、「平成30年度法人税法関係の改正」のほか、併せて消費税軽減税率制度について説明されました。



かしはら万葉ホール



奈良県産業会館



◇年末調整説明会・消費税説明会
平成30年11月20日（火）午後1時30分から、「かしはら万葉ホール」に於いて、また、平成30年11月22日（木）午後1時30分から、「奈良県産業会館」に於いて、葛城税務署との共催により、一般納税者の皆様も対象とした年末調整説明会を開催しました。
葛城税務署の担当職員から、平成30年分の年末調整のしかた等のほか、併せて消費税軽減税率制度について説明されました。

◇決算説明会・消費税説明会
平成30年12月6日（木）午後1時30分から、「葛城納税協会2階会議室」に於いて、葛城税務署との共催により決算説明会を開催しました。
近畿税理士会葛城支部の税理士先生から決算の仕方等について説明された後、併せて消費税軽減税率制度について説明されました。

「地域イベント等への参加」

◇大和高田魅力産業創造フェア
平成30年11月10日（土）と11月11日（日）午前10時から、「奈良県産業会館」に於いて、葛城税務署、葛城納税協会、葛城納税貯蓄組合連合会及び近畿税理士会葛城支部の共催により、会場内の特設ブースで「税金クイズ」を実施したほか、税関係の各種パンフレット等を配布して税のPRを行いました。



「葛城納税貯蓄組合連合会 事業報告」

◇中学生の「税についての作文」第二次選考会
平成30年9月14日（金）午後1時30分から、「葛城納税協会1階会議室」に於いて、作文の第二次選考会が開催されました。
黒田葛城税務署副署長からごあいさつをいただいた後、上野管理運営第1部門統括官から作品の選定基準方法等の説明をしていただき、第一次選考を経た55作品を10段階評価して、奈良県納税貯蓄組合連合会への上申作品の選考が行われました。





◇局長講演会（近畿納税貯蓄組合総連合会との共催）
日時…9月26日（水）午後2時30分
場所…大阪新阪急ホテル

◇臨時役員会
平成30年9月25日（火）午後3時15分から、「ヴェルデ辻甚」に於いて、ご来賓に平島葛城税務署長並びに筆頭幹部をお招きして、臨時役員会が開催されました。
議題の第一号議案「平成31年度役員改選について」、第二号議案「平成30年度葛城納税貯蓄組合連合会会長表彰贈呈者について」、第三号議案「平成30年度近畿納税貯蓄組合総連合会会長感謝状贈呈者について」が審議及び報告され、満場一致で承認・可決等されました。

◇税法研修会
平成30年9月25日（火）午後4時から、「ヴェルデ辻甚」に於いて、葛城税務署の幹部を講師として、税法研修会が開催されました。

講師…葛城税務署 平島 芳章 署長
テーマ…「税務署誕生」
講師…葛城税務署 大西 恵子 筆頭副署長
テーマ…「平成30年度 所得税法の主な改正点について」
講師…葛城税務署 黒田 豊 副署長
テーマ…「消費税の軽減税率制度の概要等について」「e・Tax利用の簡便化（ID・パスワード方式）について」

◇生け花教室（女性部）
日時…12月26日（水）午後1時30分
場所…葛城納税協会2階 会議室

新緑の

軽井沢と

2泊3日

歴史街道をめぐる旅

第4回 NKメンバーズツアー

| 行程 | 1日目 | 2日目 | 3日目 |
|----|---|---|---|
| 1 | 伊丹空港 → 葛城SA → 葛城郡 万葉ふるさと館 → 葛城郡 万葉ふるさと館 → 葛城郡 万葉ふるさと館 → 葛城郡 万葉ふるさと館 | 葛城郡 万葉ふるさと館 → 葛城郡 万葉ふるさと館 → 葛城郡 万葉ふるさと館 → 葛城郡 万葉ふるさと館 | 葛城郡 万葉ふるさと館 → 葛城郡 万葉ふるさと館 → 葛城郡 万葉ふるさと館 → 葛城郡 万葉ふるさと館 |
| 2 | 葛城郡 万葉ふるさと館 → 葛城郡 万葉ふるさと館 → 葛城郡 万葉ふるさと館 → 葛城郡 万葉ふるさと館 | 葛城郡 万葉ふるさと館 → 葛城郡 万葉ふるさと館 → 葛城郡 万葉ふるさと館 → 葛城郡 万葉ふるさと館 | 葛城郡 万葉ふるさと館 → 葛城郡 万葉ふるさと館 → 葛城郡 万葉ふるさと館 → 葛城郡 万葉ふるさと館 |
| 3 | 葛城郡 万葉ふるさと館 → 葛城郡 万葉ふるさと館 → 葛城郡 万葉ふるさと館 → 葛城郡 万葉ふるさと館 | 葛城郡 万葉ふるさと館 → 葛城郡 万葉ふるさと館 → 葛城郡 万葉ふるさと館 → 葛城郡 万葉ふるさと館 | 葛城郡 万葉ふるさと館 → 葛城郡 万葉ふるさと館 → 葛城郡 万葉ふるさと館 → 葛城郡 万葉ふるさと館 |

旅行期間 2019年
6月8日(土)～10日(月)

募集人数 70名(最少催行人員20名)
最少催行人員に満たず中止の場合は、
出発日の14日前までにご連絡いたします。

旅行代金 2名様以上1室利用の場合
123,000円 (消費税込み)

●1名様1室利用の場合は、追加代金25,000円にて申し受けます。
相部屋希望で最終的に1名利用になった場合も上記の追加代金をお支払いいただけます。

申込金 (おひとり様)
30,000円
(旅行代金に充当いたします。)

申込締切 2019年 4月30日(火)
(但し、定員に達し次第締め切ります。)

事業企画 公益社団法人 **葛城納税協会** TEL.0745-22-6071
公益財団法人 **納税協会連合会** FAX.0745-52-8800

【今後の事業予定】

○第13回常任理事会

日時…平成31年1月18日（金）午後4時

場所…榎原観光ホテル

出席者…常任理事会構成員、葛城署幹部

○新年賀詞交歓会

日時…平成31年1月18日（金）午後5時

場所…榎原神宮養正殿

出席者…納税協会会員、葛城署幹部ほか

○青色申告部会・葛城納税貯蓄組合連合会・葛城優青会
合同役員会並びに研修会

日時…平成31年1月24日（木）午後2時

場所…葛城納税協会2階会議室

内容…確定申告期の受付事務等について

○税制改正講演会

日時…平成31年1月29日（火）午後3時

場所…ホテル阪急インターナショナル

出席者…森本協会長、河村副会長、専務理事

○葛城法友会臨時総会・調査部法人部会合同研修会（講演会）

日時…平成31年2月4日（月）午後3時

場所…榎原観光ホテル

出席者…葛城法友会会員並びに調査部法人部会員

○第37回（予算）理事会

日時…平成31年3月14日（木）午後1時30分

場所…葛城納税協会2階会議室

出席者…理事、葛城署幹部ほか

○納税協会長会議

日時…平成31年3月25日（月）午後3時

場所…大阪新阪急ホテル

出席者…森本協会長

○確定申告期における事務改善検討会議

日時…平成31年3月下旬

場所…葛城納税協会2階会議室

出席者…青色申告部会、葛城納税貯蓄組合連合会並びに葛城優青会会員

○第38回（決算）理事会

日時…平成31年4月11日（木）午前11時

場所…葛城納税協会2階会議室

出席者…理事、葛城署幹部ほか

○第39回理事会、第9回定時総会

日時…平成31年5月20日（月）午後4時

場所…榎原観光ホテル

出席者…理事、代議員、葛城署幹部ほか

○第4回NKメンバーズツアー

日時…平成31年6月8日（土）～6月10日（月）

場所…軽井沢方面（軽井沢 万平ホテル、戸倉上山田温泉 等）

対象…納税協会会員ほか

納税協会メールマガジン 毎月好評配信中！

無料

納税協会では、会員のみなさまに、役立つ情報と税のトピックスなどをお届けする、「納税協会メールマガジン」を毎月1回配信しています。

できる社長さんの基礎知識 心と脳の仕事術

営業・マネジメント・マーケティングなどのビジネスシーンで発生する諸問題を心理学・行動学・脳科学の最新の知見から分析し、解説します。

例：「知らず知らずに人を動かす魔法…ナッジ」「あなたや商品を覚えてもらうために…記憶のしくみ」「なぜやる気がでないのか…脳のやる気スイッチ」

会社税務の基本とポイント

法人における税務（法人税、消費税、源泉所得税など）の基本的な事柄や最新改正情報などを、ポイントを絞ってやさしく解説します。

例：「交際費課税のポイント」「役員給与の取扱い」など

1 納税協会ホームページで配信登録

- ① 納税協会ホームページへアクセス
<https://www.nouzeikyokai.or.jp/>
- ② トップページ下部
「メールマガジン好評配信中!!」
をクリック
- ③ 表示されたページの下部
「メールマガジン配信登録フォーム」
に所要事項を入力して送信

☆登録はカンタン

2 電子メールで配信登録

件名を「メールマガジン配信希望」として

- ① お名前
- ② 会社名（事業所名）
- ③ 役職
- ④ ご所属の納税協会名
- ⑤ 配信希望のアドレス

を入力いただき katuragi@nk-net.co.jp
に電子メールを送信

登録後、翌月号からメールマガジンを配信します。

なお、登録いただいた個人情報、メールマガジンの配信及び管理にのみ使用します。

新規加入会員紹介

【法人】 H30.7.1～H30.11.30

| 法人名 | 代表者名 | 支部名 |
|----------------|--------|-------|
| (有)な源 | 森本 猛央 | 大和高田 |
| (有)アカイ | 赤井 幸男 | 大和高田 |
| (株)阪本建築 | 阪本 弘 | 大和高田 |
| (株)タカギ工業 | 高木 一馬 | 檀 原 |
| (株)中西組 | 中西 啓介 | 檀 原 |
| (株)サラギ製作所 | 吉村 嘉史 | 御 所 |
| (有)ウエダ電機設備 | 上田 啓司 | 五 條 |
| (株)インテリア後田 | 後田 浩次 | 北 葛 北 |
| (株)介護センター虹 | 高田 佳美 | 北 葛 北 |
| (有)カガヤ | 東出 昌久 | 北 葛 南 |
| (株)ウエダ | 植田 紀一 | 北 葛 南 |
| 農事組合法人 ラッテたかまつ | 高松 久仁子 | 北 葛 南 |
| 栄和松南(株) | 中野 貴司 | 北 葛 南 |
| (株)栗本建設 | 栗本 進也 | 高 市 |
| (株)侑紀興産 | 細井 朋子 | 高 市 |

合計 15 人社

【個人】 H30.7.1～H30.11.30

| 事業所名 | 代表者名 | 支部名 |
|-------------|--------|-------|
| 千葉興業 | 千葉 幹也 | 大和高田 |
| | 今村 一二三 | 大和高田 |
| D o n ・ fun | 広川 芳美 | 檀 原 |
| ImagamI | 今上 貢 | 檀 原 |
| | 中澤 樞治 | 檀 原 |
| | 岡本 亜也実 | 御 所 |
| Aki 工業 | 吉川 明伸 | 御 所 |
| 源フーズ | 福井 大 | 五 條 |
| ケイワイ商事 | 山本 和広 | 五 條 |
| インテリア雪丸 | 雪丸 豊 | 北 葛 北 |
| | 田中 勝治 | 北 葛 北 |
| 畑屋根工業 | 畑 拓也 | 北 葛 北 |
| enelooF | 谷口 浩規 | 北 葛 北 |
| | 辻野 智子 | 北 葛 南 |
| | 谷口 善幸 | 北 葛 南 |
| 協和化成工業所 | 森川 俊一 | 北 葛 南 |
| 立脇道夫税理士事務所 | 立脇 道夫 | 北 葛 南 |
| 岩崎和夫税理士事務所 | 岩崎 年秀 | 高 市 |
| 凱総合 | 弘田 洋二 | 高 市 |

合計 19 人社

奈良県及び県内すべての市町村からのお知らせです。

事業者の皆様へ 特別徴収実施のご案内

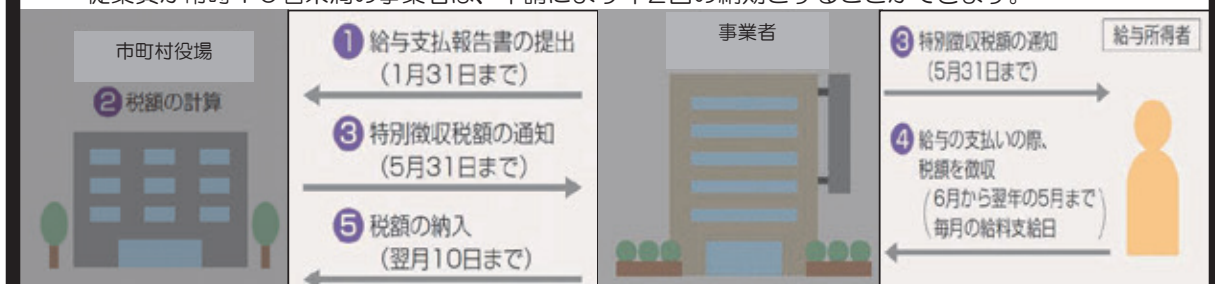
奈良県全体として、平成25年度から個人住民税の特別徴収義務の履行を徹底しています。

個人住民税は特別徴収で納めましょう。

- 個人住民税の特別徴収とは、給与支払者が、所得税の源泉徴収と同様に、毎月、従業員（正規雇用だけでなく、臨時職員、アルバイト等の非正規雇用も含む。）に支払う給与から個人住民税を引き落とし、市町村に納入いただく制度です。
- 地方税法第321条の3、第321条の4等及び各市町村の税条例の定めにより、給与を支払う事業者は、原則として、すべて特別徴収義務者として個人住民税を特別徴収していただく義務があります。

個人住民税の特別徴収の手続き

- ① 従業員の住所地の市町村に1月31日までに「給与支払報告書」を提出してください。
(②市町村役場にて税額の計算を行い、③5月31日までに特別徴収税額決定通知書を送付します。)
- ④ 6月以降、税額決定通知書に記載の税額を給与から徴収してください。
- ⑤ 従業員の給与から徴収した住民税を、翌月10日までに各従業員の住所地の市町村へ、市町村毎の合算額を納入してください。
従業員が常時10名未満の事業者は、申請により年2回の納期とすることができます。



詳しくは、従業員の住所地の各市町村税務担当課までお問い合わせください。

(奈良県提供)

QRコードを利用したコンビニ納付手続の開始について

コンビニ納付は、従来、税務署から交付又は送付されたバーコード付の納付書がなければ利用できませんでしたが、平成31年（2019年）1月4日（金）以降、自宅等において納付に必要な情報（氏名や税額など）をいわゆる「QRコード」（PDFファイル）として作成・出力することにより可能となります。

利用方法は次のとおりです。

- ① 自宅等で作成・出力した「QRコード」（PDFファイル）をコンビニ店舗に持参
- ② いわゆるキオスク端末（「Loppi」や「Famiポート」）に読み取らせることによりバーコード（納付書）が出力
- ③ バーコード（納付書）によりレジで納付

（注） 詳細な利用方法等については、今後お知らせしていきます。



1 QRコードの作成・出力方法

(1) 確定申告書等作成コーナーからの作成・出力

確定申告書等作成コーナーにおいて、所得税、消費税、贈与税の申告書を作成する際に、QRコードの作成を選択することで、申告書に併せて、QRコード（PDFファイル）を印字した書面が出力（作成）されます。

(2) 国税庁ホームページからの作成・出力

国税庁ホームページのコンビニ納付用QRコード作成専用画面において、納付に必要な情報（住所、氏名、納付税目、納付金額等）を入力することで、QRコード（PDFファイル）を印字した書面が出力（作成）されます。

（注1） 納付できる金額は従来のコンビニ納付と同様に30万円以下となります。

（注2） 作成したQRコード（PDFファイル）をスマートフォンやタブレット端末に保存し、スマートフォンやタブレット端末の画面に表示してキオスク端末に読み取らせることも可能です。

2 利用可能コンビニ

ローソン、ナチュラルローソン、ミニストップ（いずれも「Loppi」端末設置店舗のみ）
ファミリーマート（「Famiポート」端末設置店舗のみ）

※ QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

（税務署提供）

平成31年1月から申告手続きがより**便利**になりました！

ID・パスワード方式

用意するものは、次の2つ！

ID・パスワード方式に対応した

- ① ID（利用者識別番号）
- ② パスワード（暗証番号）



今回ご案内しています
手続の詳細につきましては、
QRコードからアクセスしてご確認
することができます。

- ・IDとパスワードは、税務署で職員と対面による本人確認を行った後に発行しますので、発行を希望される方は、**運転免許証などの本人確認書類をお持ちの上、お近くの税務署（所轄税務署、勤務先近くの税務署等）**にお越してください。
 - ・国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」でのみ利用できます。
※マイナンバーカード及びICカードリーダーライターが普及するまでの暫定的な対応です。
- 平成31年(2019年)1月以降も、引き続き、従来の方式でもe-Taxによる申告書の送信ができます



平成31年（2019年）1月から いつでもどこでも**スマホ**で申告

印刷も要らなくなるんだね。



給与所得者（年末調整済み）で、医療費控除又はふるさと納税などの寄附金控除を適用して申告する方は、**スマホ専用画面**をご利用いただけます！

- ※ スマホ専用画面から申告する場合には、「ID・パスワード方式」と同様、事前にお近くの税務署（所轄税務署、勤務先近くの税務署等）でID/パスワードの取得手続きをお願いします。

お問合せは**お電話**で！

【確定申告書等作成コーナーの操作方法等】 e-Tax・作成コーナーヘルプデスク

Tel 0570-01-5901

【マイナンバーに関するお問合せ】 マイナンバー総合フリーダイヤル

Tel 0120-95-0178

【税務相談などのお問合せ】 葛城税務署

Tel 0745-22-2721

※ お問合せ先の受付時間等の詳細については、国税庁ホームページでご確認ください。

作成した申告書等は、**早期に提出を**！

※ 還付申告をされる場合は、**2月15日(金)以前でも提出できます。**

(税務署提供)

平成31年（2019年）10月1日から 消費税の軽減税率制度が実施されます

平成31年(2019年)10月1日から、消費税及び地方消費税の税率が8%から10%に引き上げられると同時に、消費税の軽減税率制度が実施されます。

軽減税率（8%）の対象品目

飲食料品 飲食料品とは、食品表示法に規定する食品（酒類を除きます。）をいい、一定の一体資産を含みます。
 外食やケータリング等は、軽減税率の対象品目には含まれません。

新聞 新聞とは、一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載する週2回以上発行されるもので、定期購読契約に基づくものです。

《軽減税率の対象となる飲食料品の範囲》



| | | |
|--------|--------------------------------------|--|
| 全ての事業者 | 飲食料品の売上げ・仕入れの両方がある課税事業者の方 | 売上げや仕入れについて、取引ごとの税率により区分経理を行うことや、区分記載請求書等を交付する必要があります。 |
| | 飲食料品の売上げがなくとも、飲食料品の仕入れ（経費）がある課税事業者の方 | 仕入れ（経費）について、取引ごとの税率により区分経理を行う等の対応が必要となります。 |
| | 免税事業者の方 | 課税事業者と取引を行う場合、区分記載請求書等の交付を求められる場合があります。 |

免税事業者の方へ



〈平成 30 年 7 月〉 国税庁

(税務署提供)

帳簿及び請求書等

消費税率が複数税率となりますので、これまでの記載事項に加え、軽減対象資産の譲渡等である旨及び税率ごとに区分して合計した税込対価の額を記載した請求書等（区分記載請求書等）を発行することや、日々の経理において帳簿には軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨を記載することが必要となります。

《帳簿の記載例》

- ① 課税仕入れの相手方の氏名又は名称
- ② 課税仕入れを行った年月日
- ③ 課税仕入れに係る資産又は役務の内容
(軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨)
- ④ 課税仕入れに係る支払対価の額

| 総勘定元帳（仕入） | | | | | |
|-----------|----|---|------------------|-----|-----------|
| XX年 | 月 | 日 | 摘要 | 税区分 | 借方 (円) |
| 11 | 30 | | △△商事(株) 11月分 日用品 | 10% | 88,000 |
| 11 | 30 | | △△商事(株) 11月分 食料品 | 8% | 43,200 |

《請求書の記載例》

- ① 区分記載請求書等発行者の氏名又は名称
- ② 課税資産の譲渡等を行った年月日
- ③ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容
(軽減対象資産の譲渡等である旨)
- ④ 税率ごとに区分して合計した課税資産の譲渡等の対価の額（税込み）
- ⑤ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

| 請求書 | | |
|--------------------|--------|----------|
| △△商事(株) | | |
| 機〇〇御中 | | |
| 平成XX年11月30日 | | |
| 11月分 131,200円（税込み） | | |
| 日付 | 品名 | 金額 |
| 11/1 | 魚 ※ | 5,400円 |
| 11/1 | 牛肉 ※ | 10,800円 |
| 11/2 | 惣菜A-バー | 2,200円 |
| ... | ... | ... |
| 合計 | | 131,200円 |
| 10%対象 | | 88,000 |
| 8%対象 | | 43,200 |
| ※は軽減税率対象品目 | | |

軽減税率対策補助金

軽減税率対策補助金事務局（中小企業庁）では、複数税率への対応が必要となる中小企業・小規模事業者等が、複数税率対応のレジの導入や、受発注システムの改修などを行うに当たって、その経費の一部を補助する軽減税率対策補助金による事業者支援を行っています。

軽減税率対策補助金の詳細は、「軽減税率対策補助金事務局」にお問合せください。

- 【URL】 <http://kzt-hojo.jp>
 【専用ダイヤル】 0570-081-222
 【受付時間】 9:00~17:00（土日祝除く）

軽減税率制度に関するお問合せ先

- 軽減税率制度に関するご相談は、以下で受け付けております。
消費税軽減税率電話相談センター（軽減コールセンター）
【専用ダイヤル】 0570-030-456
【受付時間】 9:00~17:00（土日祝除く）
上記専用ダイヤルのほか、最寄りの税務署にお電話いただき、ガイダンスに沿って「3」を押す（軽減税率制度以外の国税に関する一般的なご質問やご相談は「1」になります。）と、つながります。
税務署の連絡先は国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）でご案内しています。
- 税務署での面接による個別相談（関係書類等により具体的な事実等を確認させていただく必要のある相談）を希望される方は、最寄りの税務署への電話により面接日時等を予約していただくこととしておりますので、ご協力をお願いします。
- 軽減税率制度についての詳しい情報は、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）内の特設サイト「消費税の軽減税率制度について」をご覧ください。

国税庁ホームページ下部の「▷その他のメニュー」をクリック

こちらをクリック

消費税軽減税率制度

又は

QRコードから特設サイトへ



た。内容物の品質を保ちながら消費者にとって簡単、かつ、開けやすいキャップの開発を追求し続けておられます。

『守る』技術では、開封されたかどうかが一目で分かるよう、ガード付きのキャップを開発されました。キャップに求められる封印性に加えて、いたづらを防ぐ機能を付与し、食品の安全性を高め、消費者に安心感を届けておられます。

『注ぐ』技術では、液体食品をより確実に注げるよう、内容物の粘度や注出量に応じた形状の水切りを研究されています。注出流量を調節することができ、しかも液切れの良いキャップを開発して、注ぎやすいだけでなく、液だれせず容器をいつもきれいに保つことができる商品を開発しておられます。

『分ける』技術では、内容物の品質を維持するための密封性や開封の簡便性に加え、使用後のキャップの破棄まで考慮した分別性が求められるそうで、商品シール部分をビンやボトルから簡単に外して分離できる商品を開発しておられます。



【製品開発の追求】

今後も国内外のお客様のニーズに応え続けるためには、キャップから容器全体の製品設計・開発技術の向上に加え、量産技術も飛躍的に高めていく必要があるそうで、今後は、最先端の金型・射出成形・検査技術を取り入れ、独自要素技術との融合の中、さらに安定かつ効率的な量産体制の確立を目指されるそうです。

また、包装容器の機能性に加え、お客様の食卓や



生活のワンシーンにアートな息吹を吹き込み、お客様の満足と笑顔を戴けるデザイン性の向上にも力を注ぎ、高い機能性と意匠性を兼ね備えたパッケージをプロデュースすべく、さらに付加価値の高い商品や需要創造型商品の開発に取り組んでおられます。

【今後の展望】

三笠産業㈱の“液体を止める”技術は、この奈良の地で木工呑口の製造から始まり、今日では“液体を包む”トータルパッケージ技術として広く国内で発展しました。時代の移り変わりとともに、木材からプラスチックへの素材の変化、栓からキャップ・ボトル・スパウトへの容器の変化、酒から醤油や酢など食品調味料全般への内容物の変化がみられてきました。さらに昨今は、少子高齢化や核家族の増加、海外の包装メーカーによる市場参入もあり、求められる包装容器自体の在り方も変化するなど、多様かつ、迅速な対応が求められているそうです。

【健康増進、健康経営推進】

三笠産業㈱における「健康」とは、事業を推進するため、また従業員の皆さんが充実した生活を送るための必須の要件として、健康増進を重要な課題として位置付けておられます。皆さんが心身ともに健康に働ければ、職場の活力が増し、生産性が向上する等の効果が生まれ、組織の活性にもつながるとのことで、皆さんの健康管理を経営的な視点で考え、戦略的に実践する「健康経営」の実現にまで進めたいと考えておられます。

また、そのために、経済産業省と産業界が連携して進めている施策「健康経営優良法人認定制度」の認定取得にも取り組まれるそうです。

最後に、三笠産業㈱は、現在、第2の創業期を迎えておられ、今後とも引き続き、世の中の変化に柔軟に対応し、お客様のご満足感を獲得できる企業であり続けるため、これまで以上に新たなビジョンを持って、次世代のフィールドへと挑戦されておられます。



三笠産業株式会社
MIKASA INDUSTRY CO., LTD.

〒635-0817 奈良県北葛城郡広陵町寺戸27番地
<http://www.mikasa-ind.co.jp/>

三笠産業株式会社



代表取締役社長
林田 壽昭

1912年（大正元年）の創業以来、「創意工夫」を理念に改善・改革を100年以上続けてこられた会社です。

今回は、林田壽昭代表取締役社長にお話を伺いました。

【三笠産業とは】

三笠産業(株)が創業の産声を上げたのは、今から約100年前の大正元年(1912年)のことで、「林田國太郎商店」として樽用の木工呑口を製造販売されたことが始まりだそうです。戦後、樽の需要減少やプラスチック素材の普及を予測し、木工呑口に替わってプラスチック製キャップを考案され、昭和28年(1953年)から本格的に製造販売を開始し、3年後の昭和31年(1956年)に、現三笠産業株式会社を設立されました。

翌年には平面印刷機の開発に成功し、小さなキャップの平面部分に印刷をするという技術を当時の産業界に送り出されました。昭和38年(1963年)には、簡易性、安全性、利便性を備えたプラスチック製の『GS王冠』を開発し、国際的な特許が認められ、今までの金属王冠に替わる画期的な商品となったそうです。その他にも数々の画期的な商品を次々に世に送り出され、累計商品開発5,000点、現在の商品ラインナップは1,300点にも及び、生活に密着するキャップの役割と市場を大きく広げてこられました。



また、茨城県に無人化工場、熊本県にボトル新工場、栃木県にモノづくりの理想を追求するモデル工場を開設され、国内での生産力の充実と、高品質かつ安全なモノづくりに一貫して取り組んでおられま

す。さらに、平成26年(2014年)6月には、タイに販社、翌年には工場を設立して、海外事業展開の大きな一歩を踏み出されました。日本国内のお客様のニーズに応じてこられたこれまでのノウハウや要素技術を活かし、経済成長著しいアジア市場を中心に、活動の舞台を海外まで拡大されています。今後は、包装業界のあらゆるニーズに対応するとともに、環境をテーマにしたリサイクル製品やバイオプラスチック等、斬新で地球環境に配慮した製品を創造するため、国内における研究開発機能を高めていかれるそうです。

「創意工夫」、「無から有を生み出す」、「現状否定」を合言葉に、これまでに無かった独創性(アイデア)をカタチ(製品)にする開発志向の企業を目指されておられます。



【MADE in MIKASA】

以上のとおり、無人化工場等を開設される一方で、小さな部品の細部にまでこだわった改善・改革を100年以上継続することで、“MADE in MIKASA”の信頼を築いてこられました。

『開ける』技術では、今やスタンダードとなったプルオープンキャップを昭和44年(1969年)に製品化され、その後、キャップを回すだけで開栓できるプルオープン不要のニュートンキャップを開発されまし

運動実施中!
納税協会の輪
広げよう



経営者大型総合保障制度の
ご加入企業の拡大に向けて

納税協会の経営者大型総合保障制度

広げよう
納税協会の輪

DAIDO 大同生命保険株式会社

奈良営業支社 大和高田営業所/
奈良県大和高田市南本町11-11
(大和高田シティプラザ3F)
TEL 0745-52-4905

AIG AIG損害保険株式会社

奈良支店/
奈良県奈良市大宮町6-3-3
(富士火災奈良ビル6F)
TEL 0742-35-3150

アフラックの
「がん保険」は
2018年4月から
「納税協会の福祉制度」
に導入されました。

あなたの一生に寄りそう
保険会社として、約束します。
お客様ひとりひとりが創る、
自分らしく充実した人生。
アフラックは、
そのお手伝いをする存在で
あり続けます。



〈引受保険会社〉

アフラック

納税協会フリーダイヤル ☎ 0120-876-505

※今後の対応は担当の
募集代理店が行います。

「生きる」を創る。

Aflac

書籍のご案内



飲食料品取扱関連事業者のための
消費税率軽減税率取扱いの実務
定価・本体 2,200円＋税



消費税申告書の
作成手順
定価・本体 2,800円＋税



年末調整の実務と
法定調書の作り方
定価・本体 1,600円＋税



兄弟姉妹の相続
定価・本体 2,400円＋税



個人の税務相談事例
500選
定価・本体 4,000円＋税



専門税理士の
相続税務
定価・本体 2,600円＋税